



新とちぎ観光立県戦略策定の趣旨等

1 策定の趣旨

本県では、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン（計画期間：平成28（2016）～令和2（2020）年度）」に掲げた本県の目指すべき将来像の実現に向けて、観光分野における本県の目指すべき方向とこれを達成するための施策を明らかにした「とちぎ観光立県戦略（計画期間：平成28（2016）～令和2（2020）年度）」を平成28年3月に策定し、本県の観光振興に取り組んできました。

この間、県、市町、観光関連団体、観光事業者、交通事業者、県民等が一体となった「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」と言う。）の展開や、インバウンド誘客施策に積極的に取り組んだ結果、計画期間中の観光客入込数、外国人宿泊数及び観光消費額は過去最高になり、観光客宿泊数も5年連続で800万人を超えるなど、大きな成果を上げました。

しかし、令和2（2020）年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、本県の観光関連産業全体は大きな打撃を受け、非常に苦しい状況に置かれております。

こうした状況を踏まえ、早期の観光需要の回復、「新しい生活様式」に対応した受入態勢整備を含めた、更なる観光振興を図るため、本県が今後5年間に取り組むべき施策の方向性を明らかにするとともに、県、市町、観光関連団体、観光事業者、交通事業者、県民等が互いに協働して取り組むための新たな指針として「新とちぎ観光立県戦略」を策定するものです。

2 位置づけ

この戦略は、次の性格を持つものです。

- （1）本県の観光振興に関する基本的な指針となる計画
- （2）栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」及び本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略(第2期)」を踏まえた計画
- （3）「新とちぎ産業成長戦略」、「とちぎ国際戦略～世界から選ばれるとちぎ～」と調和が保たれた計画
- （4）「観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例」に基づく観光立県の実現に関する基本計画
- （5）観光立国推進基本法における地方公共団体の責務を果たす上で基本となる計画

3 計画期間

この計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を目標年度とする5年間の計画とします。